

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者及び中小企業交流団体（以下本条において「中小企業者等」という。）が実施する新分野への事業の進出、販路の開拓、経営能力の強化、技術力の向上、事業所の省エネルギー化及びデジタル化の推進を目的とした人材育成等企業経営拡大を支援するため、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって中小企業者等の経営を支援し、市内の産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 大企業者 法第2条第2項に規定する以外の会社をいう。
- (3) 中小企業交流団体 2者以上の中小企業者で構成される団体をいう。
- (4) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する文部科学大臣の認可を受けた大学をいう。ただし、通信教育による大学を除く。
- (5) 公的機関 国、都道府県、市町村及び商工会議所等の公的施設、団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 別表2に定める業種に該当する者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号、第2号及び第3号に定める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施に関して他の公的機関等から補助金等の交付を受けている等、補助事業によって収入が生じている場合は、その額に補助事業の総事業費のうち、補助対象経費の割合を乗じた金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を補助対象経費から除くものとする。

3 別表1に掲げる経費に、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は予算の範囲内において、前条の補助対象経費に、別表1に

定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

- 2 同一年度内における、同一中小企業者・中小企業交流団体に対する補助金の交付上限額は別表1に掲げる額とする。

（補助金の交付申請の時期）

第6条 規則第5条第1項の市長が定める期日は、補助事業を実施しようとする日の前日とする。

- 2 補助事業を実施しようとする日が当該年度の初日である場合は、当該日とする。

- 3 前年度以前に申込又は支払い等が必要な展示会や研修等、真にやむをえない事情がある補助事業については、第1項に定める市長が定める期日を、当該展示会や研修等の前日とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書（様式第1号）に、別表3に定める書類を添えて、指定された期日までに市長に申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付（不交付）を決定し、申請者に対し「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付（不交付）決定をする場合においては、規則第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査または関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
- （2） 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類（以下、「帳簿等」という。）を常に整備しておかなければならない。また、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。
- （3） 補助事業者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（事業内容の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容若しくは経費を変更しようとするときは、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更申請書（様式第3-1号）に別表3に定める書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 補助事業の目的の達成をより効率的にするために、事業内容又は経費に軽微な変更をする場合で、補助金の交付決定額の1割以内の減額となる場合。(交付決定額に変更がない場合を含む。)

(2) その他市長が認めるとき。

2 前項の変更申請があった場合、市長は第8条の規定に準じ「がんばる岸和田」企業経営支援事業補助金計画変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において当該事業を中止するときは、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画中止申請書(様式第3-2号)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の中止申請があった場合、市長は第8条の規定に準じ「がんばる岸和田」企業経営支援事業補助金計画中止承認(不承認)決定通知書(様式第4-2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業完了後30日を経過する日、事業開始年度の3月31日又は市長が別途定める期日のうちいずれか早い日までに、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書(様式第5号)に、補助金の種類に応じ、別表3に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第14条 前条の通知書を受けたものは、速やかに「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときには、速やかに当該請求者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第15条 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を変更又は取消しすることができる。なお、既に当該変更又は取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消そうとする場合は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金の変更・取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金を返還させようとする場合は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金返還通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（処分を制限する財産）

第16条 規則第19条の規定により処分等を制限する財産は、市長が別に定め、当該財産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に準じて、市長が別に定める。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（岸和田市企業経営支援事業補助金交付要綱等の廃止）

2 次の要綱は廃止する。

（1） 岸和田市企業経営支援事業補助金交付要綱

（2） 岸和田市創業時販路開拓補助金交付要綱

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（岸和田市省エネ診断支援補助金交付要綱の廃止）

2 岸和田市省エネ診断支援補助金交付要綱は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条、第 4 条及び第 5 条関係）

区分	販路拡大
補助対象者	①本市内に営業所・事務所・工場等を有し、中小企業等経営強化法第 2 条第 2 項で規定する中小企業者等（医療法人等を含む。） ②本市内に営業所・事務所・工場等を有する中小企業者等が構成員の半数以上を占める中小企業交流団体
補助対象経費	本市内に有する事業所等に対して実施する「販路開拓」「生産性向上」「業務効率向上」を目的とした事業に要する次の費用 （あ）国内展示会等参加費用 （い）海外展示会等参加費用 （う）動画制作費用 （え）産業財産権取得費用（特許権、実用新案権、意匠権、商標権） （お）新商品開発に関する資料購入費及び試験・検査費用等
補助率	2 分の 1 以内
上限額	1 事業者あたり 20 万円

区分	創業・起業
補助対象者	以下の全ての要件を満たす者 ①本市内で個人事業者等として創業、又は法人の設立を予定する個人 ②本市内で創業後 5 年未満の個人、又は設立後 5 年未満の法人 ③産業競争力強化法第 2 条31項 1 号～ 4 号に該当する創業者 ④岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けた者 ⑤過去に「岸和田市創業支援事業補助金」「岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金」及び「「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）」の交付を受けていない者
補助対象経費	本市内に有する事業所等に対して実施する次の費用 （あ）開業時広告宣伝費用 （い）法人設立に要する費用（ただし、本市を本店所在地とする場合に限る。） （う）産業財産権取得費用（特許権、実用新案権、意匠権、商標権） （え）新商品開発に関する資料購入費及び試験・検査費用等
補助率	2 分の 1 以内
上限額	1 事業者あたり 10 万円（但し、1 事業者 1 回限りとする。）

区分	人材育成
補助対象者	①本市内に営業所・事務所・工場等を有し、中小企業等経営強化法第2条第2項で規定する中小企業者等（医療法人等を含む。） ②本市内に営業所・事務所・工場等を有する中小企業者等が構成員の半数以上を占める中小企業交流団体
補助対象経費	市内の事業所に勤務する役員又は従業員に対して「経営能力の強化」及び「技術力の向上」等を目的として実施する次の費用 （あ）研修受講費用 （い）技能講習等受講費用 （う）研修開催費用 （え）技能検定に係る受検費用
補助率	2分の1以内
上限額	1事業者あたり10万円

区分	デジタル化促進
補助対象者	本市内に営業所、事務所、工場等を有し、中小企業等経営強化法第2条第2項で規定する中小企業者等（医療法人等を含む。）
補助対象経費	本市内に有する事業所等に対して実施する「生産性向上」「業務効率向上」を目的とした「デジタル化」「IoT」「AI導入」に要する次の費用 ①ソフトウェア （あ）パッケージソフトウェア・クラウド製品・ライセンス製品（以下、既製市販品という）の購入・利用費等 （い）ソフトウェア等の委託開発費等 （う）既製市販品の導入及び運用に付随する費用 ②ハードウェア （え）既製市販品や委託開発品を稼働するために必要なハードウェアの購入・利用費
補助率	2分の1以内
上限額	1事業者あたり30万円

区分	省エネ診断・支援
補助対象者	本市内に事業所等を有し、中小企業等経営強化法第2条第2項で規定する中小企業者等（医療法人等を含む。）

補助対象経費	本市内に有する事業所等に対して実施する「環境負荷の軽減」「経費削減」等を目的とした、市長が別に定める省エネ診断および支援事業に要する費用とする。
補助率	10分の10以内
上限額	1事業者あたり5万円

区分	省エネ設備導入
補助対象者	本市内に事業所等を有し、中小企業等経営強化法第2条第2項で規定する中小企業者等（医療法人等を含む。）
補助対象経費	本市内に有する事業所等に対して実施する「環境負荷の軽減」「生産性向上」「経費削減」等を目的とした、設備投資を含む省エネルギー（以下、省エネという。）対策に要する次の費用 ①省エネ診断等に基づく機器（太陽光発電設備等を除く。）等 （あ）設備等の購入費 （い）機器等の設計費 （う）機器、設備等の設置やその他省エネ対策に必要な工事費 ②太陽光発電設備等 （え）省エネ診断の診断報告書等に記載された①の追加投資として導入する太陽光発電設備等の購入費、設計費、設置工事費（未利用エネルギー等を活用した発電設備を含む。）
補助率	2分の1以内
上限額	①②共に1事業者あたり50万円

別表2（第3条関係）

対象外業種
風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業若しくは同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業又は大阪府電話異性紹介営業に係る利用カードの販売等の規制に関する条例（平成14年大阪府条例第9号）第2条第1号に規定する電話異性紹介業
日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）中分類93に分類される政治・経済・文化団体、中分類94に分類される宗教、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブ等及び小分類681に分類される土地売買業（ただし、投機目的に限る。）
特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業
競輪・競馬等の競走場や同競技団、パチンコホール、ビンゴ場、射的場、スロットマシン、コリントゲーム場、スマートボール場、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、興信所（もっぱら個人調査を行うもの）、取立業、集金業（公共料金又はこれ

に準ずるものに係るものは除く。)、易断所、観相業、相撲案内業
その他、市長が不適当と認める業種

別表 3 (第 7 条、第10条及び第12条関係)

申請の種類	必要書類
交付申請に係る添付書類	① 事業計画書 ② 事業経費内訳書 ③ 履歴事項全部証明書（法人の場合） ④ 最新の所得税確定申告書第一表等、事業を行っていることが分かる書類（個人事業者等の場合。ただし未創業の者を除く。） ⑤ 最新の所得税青色申告決算書又は収支内訳書等、岸和田市内で事業を行っていることが分かる書類（個人事業者等の場合。） ⑥ 岸和田市が発行する市税に係る完納証明書等、市税の滞納がないことが分かる書類 ⑦ その他、市長が必要と認める書類
交付変更申請に係る添付書類	① 変更後事業計画書 ② 変更後事業経費内訳書 ③ 履歴事項全部証明書（法人で変更のある場合） ④ 最新の所得税確定申告書第一表等、事業を行っていることが分かる書類（個人事業者等で変更のある場合。ただし未創業の者を除く。） ⑤ 所得税青色申告決算書又は収支内訳書等、岸和田市内で事業を行っていることが分かる書類（個人事業者等で変更のある場合） ⑥ 岸和田市が発行する市税に係る完納証明書等、市税の滞納がないことが分かる書類（変更のある場合） ⑦ その他、市長が必要と認める書類
実績報告に係る添付書類	① 事業報告書 ② 事業経費内訳報告書 ③ その他、市長が必要と認める書類

岸和田市長 様

住所（本店所在地）

事業所所在地（創業予定地）

法人名／屋号（交流団体名）

代表者職名 氏名

代表者印

担当者名・担当者連絡先

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書

私は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金の交付を受けたいので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱（以下、要綱という。）第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

補助事業区分	☐ 販路拡大	☐ 創業・起業	☐ 人材育成
	☐ デジタル化促進	☐ 省エネ診断・支援	☐ 省エネ設備導入
補助事業の目的・内容			
補助事業の経費の配分・使用方法、補助事業の完了の予定 期日			
交付申請額	円		

【誓約・同意事項（以下の内容を確認の上で☑を記載すること。）】

☐ 私は、以下の①から⑦までについて、誓約・同意します。

- ① 私は、この申請にあたって提出する「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書や添付資料等、関係書類一式に記載の事項に虚偽や相違がないことを誓約します。
- ② 私は、要綱第3条第1項に規定する要件に該当し、各補助事業区分に応じた補助対象事業者の要件を全て満たすことを誓約します。
- ③ 私は、要綱第3条第2項第1号に規定する要件に該当せず、対象外業種を営んでいません。
- ④ 私は、要綱第3条第2項第2号に規定する要件に該当せず、市税を滞納していません。また、市が必要と認める場合には、当該申請に関する事務の担当者又は当該事務に係る関係資料を所管する担当者が、私の市税納付状況等の関係資料を閲覧することについて同意します。
- ⑤ 私は、要綱第3条第2項第3号に規定する要件に該当せず、暴力団又は暴力団関係者等ではありません。なお、市が必要と認める場合には、市が大阪府警本部又は岸和田警察へ照会・確認することに同意します。
- ⑥ 私は、要綱第4条第2項に規定する、控除すべき他の公的機関等からの補助金額が事業経費内訳書のとおりであることを誓約します。なお、市が必要と認める場合には、国や大阪府等他の公的機関等からの補助金の交付状況について、当該機関へ照会・確認することにつき同意します。
- ⑦ 私は、要綱第15条第1項各号に該当するときは交付を受けた補助金の返還が必要であることを理解し、指定された期限までに返還決定を受けた全額を返還します。

以上

【添付書類】

- 事業計画書 ● 事業経費内訳書 ● 履歴事項全部証明書※1
 - 最新の所得税確定申告書第一表（未創業の者を除く。）※2
 - 所得税青色申告決算書又は収支内訳書等、岸和田市内で事業を行っていること又は行う予定であることが分かる書類※2
 - 岸和田市が発行する市税に係る完納証明書等、市税の滞納がないことが分かる書類
- ※1 法人の場合 ※2 個人事業者等の場合

事業所所在地（住所）
法人名／屋号（交流団体名）
代表者職名 氏名 様

岸和田市長

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金について、交付（不交付）することと決定したので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付対象事業区分

2 交付決定額

円

3 交付の条件（不交付の理由）【例】

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後30日を経過する日又は令和 年 月 日のうちいずれか早い日までに、必要書類を添え、市長に実績報告をしなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査または関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
- (7) 当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。また、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。
- (8) 当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (9) 当該補助事業により取得した別表の財産は、取得した日から、別表の耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けず、処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること）してはならない。

<別表>

財産の名称等	耐用年数

岸和田市長 様

住所(本店所在地)

事業所所在地(創業予定地)

法人名/屋号(交流団体名)

代表者職名 氏名

代表者印

担当者名・担当者連絡先

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更申請書

年 月 日付け第

号で交付決定(又は変更決定)がありました「がんばる岸和田」

企業経営支援補助金について、計画を変更したいので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

補助事業区分	☐ 販路拡大	☐ 創業・起業	☐ 人材育成
	☐ デジタル化促進	☐ 省エネ診断・支援	☐ 省エネ設備導入
変更の内容			
変更の理由			
変更前交付決定額(①)	円		
変更後交付申請額(②)	円		
差引増減額(②-①)	円		

以上

【添付書類】

- 変更後事業計画書 ● 変更後事業経費内訳書
 - 履歴事項全部証明書※1※2
 - 最新の所得税確定申告書第一表(未創業の者を除く。)※1※3
 - 所得税青色申告決算書又は収支内訳書等、岸和田市内で事業を行っていること又は行う予定であることが分かる書類※1※3
 - 岸和田市が発行する市税に係る完納証明書等、市税の滞納がないことが分かる書類※1
- ※1 変更がある場合添付 ※2 法人の場合 ※3 個人事業者等の場合

岸和田市長 様

住所(本店所在地)
事業所所在地(創業予定地)
法人名/屋号(交流団体名)
代表者職名 氏名
担当者名・担当者連絡先

代表者印

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画中止申請書

年 月 日付け第 号で交付決定(又は変更決定)がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金について、計画を中止したいので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記			
補助事業区分	☐ 販路拡大	☐ 創業・起業	☐ 人材育成
	☐ デジタル化促進	☐ 省エネ診断・支援	☐ 省エネ設備導入
中止の理由			
中止前交付決定額(①)	円		
中止後交付申請額(②)	円		
差引増減額(②-①)	円		

以上

年 月 日

事業所所在地（住所）

法人名／屋号（交流団体名）

代表者職名 氏名 様

岸和田市長

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更について、承認（不承認）としたので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。なお、交付の条件は、本事業にかかる交付決定と同様です。

記

1 交付対象事業区分

2 変更前交付決定額

円

3 変更承認による交付決定額

円

以上

年 月 日

事業所所在地（住所）

法人名／屋号（交流団体名）

代表者職名 氏名 様

岸和田市長

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画中止承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画中止について、承認（不承認）としたので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。なお、交付の条件は、本事業にかかる交付決定と同様です。

記

1 交付対象事業区分

2 中止前交付決定額

円

3 中止承認による交付決定額

円

以上

岸和田市長 様

住所（本店所在地）

事業所所在地（創業予定地）

法人名／屋号（交流団体名）

代表者職名 氏名

代表者印

担当者名・担当者連絡先

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定（又は変更決定）がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金に係る事業実績について、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

補助事業区分	☐ 販路拡大	☐ 創業・起業	☐ 人材育成
	☐ デジタル化促進	☐ 省エネ診断・支援	☐ 省エネ設備導入
交付決定額（①）	円		
事業完了後交付申請額（②）	円		
差引増減額（②－①）	円		

以上

【添付書類】

- 事業報告書
- 事業経費内訳報告書

年 月 日

事業所所在地（住所）

法人名／屋号（交流団体名）

代表者職名 氏名 様

岸和田市長

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金について、額が確定したので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付対象事業区分

2 交付確定額

円

以上

年 月 日

岸和田市長 様

住所（本店所在地）

事業所所在地（創業予定地）

法人名／屋号（交流団体名）

代表者職名 氏名

代表者印

担当者名・担当者連絡先

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付確定がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金について、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名							
支店名							
種目	1. 普通	口 座 番 号					
	2. 当座						
カナ口座名義							

以上

年 月 日

事業所所在地（住所）

法人名／屋号（交流団体名）

代表者職名 氏名 様

岸和田市長

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金取消通知書

年 月 日付けで交付決定した「がんばる岸和田」企業経営支援補助金について、交付決定を（変更・取消し）するべき事由の発生を確認したため、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第15条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金の交付決定を（変更・取消し）することとしたので通知します。

記

1 交付決定を（変更・取消し）の理由

2 （変更・取消し）の内容

以上

年 月 日

事業所所在地（住所）

法人名／屋号（交流団体名）

代表者職名 氏名 様

岸和田市長

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金返還通知書

年 月 日付けで交付決定した「がんばる岸和田」企業経営支援補助金について、年 月 日付けで決定内容の取消しがなされたことに伴い、年 月 日に交付済みの「がんばる岸和田」企業経営支援補助金の（一部・全部）について下記のとおり本市に返還してください。

記

- 1 返還すべき額
金 円
- 2 返還の期限
年 月 日
- 3 返還の方法
同封の納付書を用いて納付のこと

以上